

会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本産業保健法学会（以下、「学会」という。）定款第3章に基づき、会員制度について必要な事項を定める。

(会員の種別)

第2条 学会の会員の種別は、定款第6条第2項に基づき、正会員、賛助会員、名誉会員とする。

2 前項の正会員のうち、学生であるものを学生会員とすることができる。

3 当分の間、正会員は個人に限るものとする。

(入会金及び会費)

第3条 学会の会員は、定款第8条に基づき、以下の通り会費を納入しなければならない。ただし、定款第8条但し書きにより、名誉会員は会費を納めることを要しない。

一 正会員（学生会員を除く） 年会費 10,000円

二 学生会員 年会費 5,000円

三 賛助会員 年会費 30,000円

2 正会員（学生会員を除く）になろうとする者は、入会金として3,000円を納入しなければならない。

3 入会時に納入した年会費の有効期間は、入会承認日の後最初に到来する学会の事業年度の最終日までとする。

4 入会2年度目以降の年会費については毎年、10月末日までに、一括前納しなければならない。有効期間は、11月1日から翌年10月末日までとする。

(納付)

第4条 前条に定める入会金及び会費は、学会の指定する口座への振込またはクレジットカードにより納付するものとする。

2 前項に規定する入会金及び会費の振込に係る手数料は、会員の負担とする。

(会費等の返還)

第5条 定款第8条第2項に基づき、納入された入会金及び会費は、任意退会、除名等理由の如何を問わず返還しない。